

「地域BCPモデル事業」への参画に係る経緯および対応について

1 経緯

令和8年3月27日開催の函館市医療・介護連携推進協議会（以下、協議会という）において、在宅ケア研究会の川口委員（函館市医師会在宅医療医会会長）より、本協議会に関係する取り組みとして「地域BCPモデル事業」の紹介があった。

その後、函館市医師会在宅医療医会において申請に向けた調整が進められ、令和8年6月30日開催の函館市医師会理事会において申請が承認された旨、函館市医療・介護連携支援センター（以下、センターという）経由で市に連絡があった。

本事業は在宅療養者への継続的支援を目的とするものであり、その性質上、行政や地域の関係機関との連携が不可欠であることから、センターおよび市においても関与することとなったものである。

公募〆切に伴い、センターの令和8年度事業内容（カ 切れ目のない医療・介護・障がい福祉の提供体制の構築 ⑤在宅医療全般－函館市医師会在宅医療医会の活動への協力）の一環として、申請手続きを行い、その際、参画団体の中に、「函館市医療・介護連携推進協議会（調整中）」と記載している。

2 事業の概要

本事業は、文部科学省科学研究費助成事業（基盤研究（B））であり、災害・感染症等の有事においても在宅療養者への継続的支援を可能とする「地域BCP」と、遠隔診療・看護・在宅入院を統合した医療提供モデルの開発・実装を目的としている（※詳細は別添参考資料参照）。

3 本協議会への関係

当該事業のモデル地域の適格要件として、「（１）医療機関・介護機関または医療系/介護系職能団体が参画または協力していること」、「（２）自治体が参画または協力していること」が求められており、本協議会はこれらを満たすものと考えられる。

一方で、当該事業は、在宅酸素療養者を想定した医療機器関連事業者や在宅透析患者を想定した透析関係団体など、本協議会の構成員以外の関係機関・団体との連携も想定されていることから、事業の実施体制については、今後、関係機関・団体との調整を経て、別途実務的な会議体の設置等を検討する必要があると考えられる。

< 協議事項 >

本協議会は、当該事業の実施主体としての参画ではなく、助言・意見を提供する立場として関与することとしたいが如何か。

なお、実施体制の具体的な在り方については、今後関係機関・団体との調整を踏まえて検討することとし、本協議会には必要に応じて報告・意見照会を行う想定である。